

亀田記念公園内食堂及び売店募集要項 概要版

これは概要版です。詳しい内容は、別紙募集要項に記載しておりますので、応募される方はそちらもご覧ください。

登別市では、亀田記念公園内で食堂及び売店を営業する団体（任意のグループ含む）を募集します。

営業許可期間

平成27年度から平成29年度まで（3年間）

営業期間

毎年度4月29日から9月30日まで（延長可）

営業時間

11時から15時まで（9時から20時までの間で延長可）

用途

公園利用者のための食堂及び飲食料品等の販売を行うものとします。

食堂ではメニューの一つとして、ジンギスカンを提供するものとします。

使用料等

1月約100,000円の使用料を市に支払うことになります。

その他営業に係る電気、上下水道など各種料金が必要になります。

設備等

既存の設備や備品等は、無償で貸与します。ただし維持管理や補修は原則営業者が行うものとします。

応募者の要件

- ・法人その他の団体であること（任意のグループでもかまいません）
- ・食品衛生責任者の資格保有者を有していること
- ・登別市内に主たる事務所があること
- ・市税を滞納していないことなど（別紙募集要項を参照下さい）

スケジュール

- ・応募関係書類の配布 平成27年1月7日から平成27年2月10日まで
- ・募集期間 平成27年1月9日から平成27年2月10日まで
- ・現地説明会 平成27年1月19日
- ・営業者決定 平成27年3月上旬

□応募関係書類の配布

平成27年1月7日から市役所本庁舎3階(都市計画・公園G)で配布します。
また、市のホームページからもダウンロードできます。

□現地説明会

- ・日時 平成27年1月19日 14時から2時間程度
- ・場所 亀田記念公園管理棟2階

□応募方法

(1) 提出書類

- ア 申込書(様式1)
- イ 営業計画書(様式2その1~その5)
- ウ 収支計画書[平成27年度~平成29年度(任意様式)]
- エ 応募者の要件を満たしていることを証明する書類
 - a. 食品衛生責任者の資格を有することを証明できる書面の写し
(例) 食品衛生責任者養成講習会修了証の写し
調理師免許証の写し
栄養士免許証の写し など
 - b. 定款及び登記事項証明書(法人の場合)
 - c. bに相当する書類及び代表者の身分証明書(法人以外の団体)
 - d. 法人その他の団体又はその代表者の本市の市税に係る納税証明書
- オ 法人その他の団体の経営状況を説明する書類
 - a. 決算書(平成23年度~平成25年度)
※ 新たに設立する団体又は設立初年度の団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類に替えること。

(2) 提出期限

平成27年2月10日

(3) 提出方法

直接又は郵送若しくは宅配便で提出していただきます。

郵送、宅配便で提出される場合は、提出期限必着とさせていただきます。

(4) 提出場所

郵便番号 059-8701

住所 登別市中央町6丁目11番地

宛先 登別市都市整備部都市計画・公園グループ公園担当

□詳しくは現地説明会で説明しますので、応募を検討される方はご参加下さい。